

こうぎん News Release

平成24年9月14日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各位

投資信託 新商品の取り扱い開始について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、お客様の多様な資産運用ニーズにお応えするため、下記の投資信託の取り扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。商品の概要につきましては、別紙をご覧ください。

記

- 取り扱いを開始する投資信託商品
パインブリッジ日本高格付債券ファンド（愛称フラットさん）
- 取り扱い開始日
平成24年9月20日（木）
- 取扱店
全店

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 営業推進部
担当：山崎 TEL 088-871-1250

取り扱いを開始する投資信託商品の概要

商品名

パインブリッジ日本高格付債券ファンド（愛称：フラットさん）

運用会社

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

特色

- ◆ 独立行政法人住宅金融支援機構が発行している、貸付債権担保住宅支援機構債券を中心に投資を行います。
- ◆ S & P ジャパンおよびR & I からAAAに格付けされている銘柄を中心に投資を行うため、信用リスクは極めて限定的です。
- ◆ 投資を行う機構債から得られた金利収入等を中心に年2回、分配金をお支払します。

ファンドのリスクについて

- ◆ 当ファンドの主要投資対象である機構債は、住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン債務者からの返済に伴い、元本の一部または全部が繰上償還されます。繰上償還の増減が機構債の価格に影響を及ぼす可能性があります。また、償還された元本は再投資することになりますが、市況動向により利回りが低下する可能性があります。
- ◆ 機構債の裏付けとなる住宅ローン債権は独立行政法人住宅金融支援機構によって保証されているため、住宅ローン債権が債務不履行となっても元利金は支払われます。ただし、住宅金融支援機構の解散等が生じた場合、機構債は信託受益権へと変更され、住宅金融支援機構による保証がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。
- ◆ 住宅金融支援機構や機構債に関わる法令等の変更により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。
- ◆ その他、価格変動リスク・金利変動リスク・信用リスク・流動性リスクがあります。

ファンドに係る手数料および費用等について

■ 直接ご負担いただく費用

- ◆ 購入時手数料
ご購入金額に応じて、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対し、1.05%（税抜1.0%）の率を乗じて得た額とします。
- ◆ 換金時手数料
ありません。

- ◆ 信託財産留保額
ありません。

■ 間接的にご負担いただく費用

- ◆ 信託報酬
純資産総額に年 0.7035%（税抜年 0.67%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期間開始日の前月末における新発 10 年固定利付国債の利回り（日本相互証券株式会社発表、終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

新発 10 年固定利率国債の利回り（終値）	運用管理費用
2%未満の場合	0.4935%（税抜 0.47%）
2%以上の場合	0.7035%（税抜 0.67%）

- ◆ 監査報酬
上記運用管理費用の中に含まれています。
- ◆ その他費用
有価証券の売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の保管費用等（その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限等を示すことはできません。）

投資信託についてのご留意事項

- 投資信託は預金ではなく、元本・利息を保証されておらず、預金保険機構の保護、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、その信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、外貨建ての投資信託については、上記に加え、為替相場の変動により基準価額が変動しますので、受取金額が投資元本を下回ることがあります。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入したお客さまが負うこととなります。
- 投資信託には、取得時の申込手数料ならびに保有期間中の信託報酬等がかかります。
 - ・ 手数料／ 申込金額に応じ、基準価額に対して最高3.15%（税込）
 - ・ 信託報酬／ 純資産額に応じて最高年率1.89%（税込）
 - ・ 信託財産留保額／ 換金時の基準価額に対して最高0.5%また、これらとは別に監査報酬、有価証券売買委託手数料などその他費用等（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額を示すことができません。）を、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細は各商品の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」をご確認ください。
- ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所における取引停止等やむを得ない事情があるときは取得のお申込みまたは解約のお申込みの受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（償還）されることがあります。
- 高知銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。これらは、高知銀行本支店にご用意しています。

株式会社高知銀行（登録金融機関）

登録番号　：　四国財務局長（登金）第8号

加入協会　：　日本証券業協会

